

令和元年12月27日  
大阪税関業務部

バターに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について（お知らせ）

本年度の初日から11月末日までの期間における関税暫定措置法別表第1の6の11の項に定める物品（以下「バター」といいます。）の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和2年1月1日から同年3月31日までの期間に輸入されるバターについて、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりましたのでお知らせします。

記

品目（関税暫定措置法別表第1の6の11の項に定める物品）	統計品目番号	関税率	
		特別緊急関税 発動前 (WTO協定税率)	特別緊急関税 発動後
バター (脂肪分が全重量の85%以下のもの)	0405.10-129 0405.20-090 0405.90-190	29.8% + 985円/kg (調整金含む)	39.7% + 1,313.33円/kg (調整金含む)
バター (脂肪分が全重量の85%を超えるもの)	0405.10-229 0405.90-229	29.8% + 1,159円/kg (調整金含む)	39.7% + 1,545.33円/kg (調整金含む)

（注）

関税割当てを受けて輸入される物品については、関税暫定措置法第7条の3第2項第1号の規定により、国家貿易により輸入されるについては、同項第2号の規定により、特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については、同項第6号の規定により、それぞれ特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313)までお問い合わせください。